

吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第4条の規定に基づき、子どもの貧困対策に関し地域の状況に応じた施策を策定し、及び推進するに当たり、子どもの貧困対策推進計画案（以下「計画案」という。）を策定するため、吉川市子どもの貧困対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体から推薦を受けた者
- (3) 教育機関から推薦を受けた者
- (4) 公募市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から第6条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、委員長が必要と認めるとき又は委員会の決定があったときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員会は、計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、第6条の規定による報告の日限り、その効力を失う。